

# 地域づくりアドバイザー派遣制度について

## ●地域づくりアドバイザー派遣制度とは

市民協働や地域づくりに関する専門的な知識や経験がある方、地域のまちづくり活動の実践者又は地域づくり活動にとりいれることができるスキルを持つ方を「地域づくりアドバイザー」とし、地域づくり活動を支援します。

## ●支援の内容

地域づくり協議会において「こんな地域にしたいけど皆の意見のまとめ方がわからない」、「こんなスキルがある人が関わってくれたらなあ」など、地域づくりについて助言等が必要なときに、地域づくりアドバイザーを派遣し、お手伝いを行うものです。

※ 地域から要請のあった事前の打ち合わせ会議も派遣対象となります。

※ 電話やメールでの打ち合わせは対象外です。

※ 派遣費用は市で負担します。

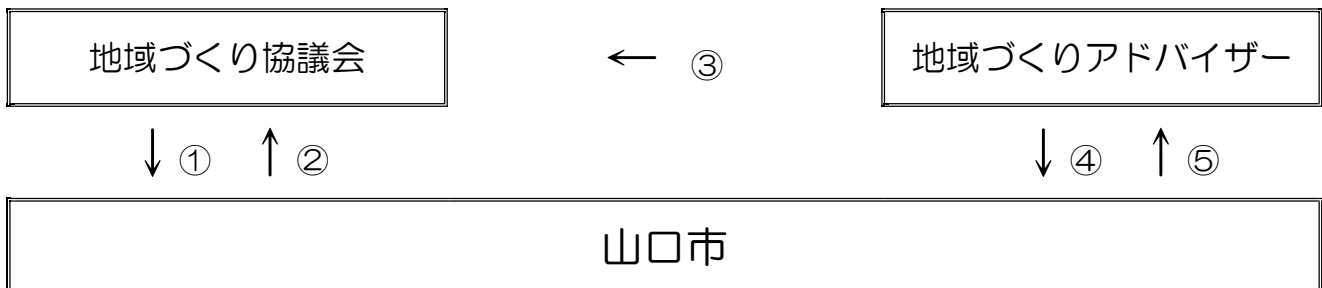
※ ただし、地域づくりアドバイザー派遣回数は、一地域づくり協議会において一年度内に、事前打ち合わせ含めて5回までとなります。（阿東及び徳地地域は、1地区5回まで）

## ●地域づくりアドバイザーの派遣を受けるには

地域づくり活動団体のつなぎ役である地域づくり協議会に派遣します。必要事項を申請書に記入し申請してください（事前打ち合わせ会議にも申請が必要となります）。

どのアドバイザーが適しているかわからない場合は、派遣の目的や内容等を踏まえて、申請された皆さんと話し合いながら決定します。

## ●地域づくりアドバイザー派遣までの流れ



① 申請：原則2週間前までに「派遣申請書」により申し込んでください。

※日程調整については、アドバイザーに直接、連絡していただきます。

② 決定：決定についてお知らせします。

③ 派遣：講師を派遣します。

④ 報告：派遣終了後30日以内に「実績報告書」が提出されます。

⑤ 支払：報告書の内容を確認の上、地域づくりアドバイザーへ謝金・旅費を支払います。